

京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業に係る業務手引書

(目的)

第1条 京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱（平成15年3月17日制定。以下「要綱」という。）第1条に規定する企業立地支援事業の適正かつ円滑な運営を図るため、この業務手引書を定める。

(用語)

第2条 この業務手引書で使用する用語は、特に定めがない限り原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱（平成12・03・07資財第9号経済産業大臣通知）、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業実施要領（平成18・06・09資庁第4号資源エネルギー庁長官通知。以下「国要領」という。）、要綱、京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業実施要領において使用する用語の例による。

2 電気の需給契約は、臨時電力等契約期間に制限のある契約形態を除く。

(給付金の交付要件)

第3条 給付金の交付の対象となる企業は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしているものに限る。

- (1) 要領第2条第1号に規定する市町村において、要領第2条第2号の企業立地を行う企業であること。
- (2) 新設の場合にあつては、小売電気事業者等（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者及び同項第9号に規定する一般送配電事業者又は同法第27条の19第1項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）との需給契約（臨時電力等契約期間に制約のある契約形態を除く。以下同じ。）に基づき電気の供給を開始しており、一の半期（4月1日から6箇月ごとの期間をいう。以下同じ。）における電気料金の支払いを終えていること。
- (3) 企業立地による雇用創出効果が3人以上であること。（ただし、雇用創出効果が3人未満の企業立地を行う複数の中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業をいう。以下同じ。）が共同して企業立地を行う場合及び複数の企業が同一の工業団地内、敷地内又は事業所内において、共同して企業立地を行う場合は、雇用創出効果の合計が3人以上とする。）

(給付金の交付申請及び実績報告)

第4条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請に必要な要件（以下「交付要件」という。）に適合することを確認した上で、補助事業者が定める期間内に、給付金交付申請書（様式第1）を、次に掲げる書面を添付して補助事業者に提出しなければならない。

- (1) 電気料金の支払いに関する書類
- (2) 雇用に関する書類
- (3) 企業の資格を証する書面
- (4) 電気の使用開始又は増設の申込書の写し
- (5) 操業の開始を証する書類

2 申請者は、前項の給付金の交付の申請をするに当たって、当該給付金に係る消費税額及び地方

消費税額、遅取料金又は違約金を減額して申請しなければならない。

(給付金の交付決定及び額の確定)

第5条 補助事業者は、給付金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、給付金を交付すべきと認めたときは、京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金の範囲内において給付金の交付決定及び額の確定を行い、申請者に対し通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、給付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えることができる。

2 補助事業者は、前項の決定に際して、必要な条件を付すことができる。

3 補助事業者は、給付金の交付の決定をしたときは、次に掲げる事項を申請者に通知しなければならない。

(1) 給付金の交付決定額

(2) 給付金交付対象となる契約電力

(3) 雇用創出効果

(4) 企業立地日

(給付金の交付の制限)

第6条 補助事業者は、国要領第5条第2項に定める交付期間中のうち、申請者の一の半期における交付要件の内容が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該期において当該申請者に対して給付金の交付を行わない。

(1) 申請者（国要領第10条第2項に規定する共同して電気の供給を受けるため電気事業者との需給契約を締結する者を含む）の当該雇用創出効果が3人未満に減少したとき。ただし、二以上の中小企業者による共同申請の場合は、雇用創出効果の合計が3人未満に減少したとき、又は1社あたりの雇用創出効果が0人に減少したとき。

(2) 新設後の契約電力が0kWに減少したとき。

(3) 増設後の契約電力が既設部分の契約電力以下に減少したとき。

(4) 増設後の電気料金が既設部分の電気料金以下に減少したとき。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、給付金の交付決定の通知を受けた場合において、当該交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、給付金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して7日以内に給付金交付申請取下書1通を補助事業者に提出しなければならない。

(計画変更等の承認)

第8条 給付金の交付決定の通知を受けた者（以下「給付金被交付者」という。）は、交付決定の内容を変更する場合においては、計画変更承認申請書1通を補助事業者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認に際して、必要な条件を付すことができる。

(状況報告)

第9条 給付金被交付者は、交付要件の遵守状況について補助事業者が指示したときは、給付金状況報告書1通を補助事業者に提出しなければならない。

(給付金の支払請求)

第10条 給付金被交付者は、第4条の規定により決定した給付金額について給付金支払請求書1通を補助事業者に提出しなければならない。

(給付金の支払)

第11条 補助事業者は、給付金被交付者から前条の給付金支払請求書の提出があったのち、給付金被交付者に給付金を支払うものとする。

(給付金の交付決定の取消等)

第12条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、給付金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 給付金被給付者が本業務手引書または本業務手引書に基づく補助事業者の指示に違反した場合。

(2) 給付金被交付者が交付要件に関して不正、怠慢その他不適正な行為をした場合。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更等により給付金被交付者に対して給付金の交付を継続する必要がなくなった場合。

2 補助事業者は、前項各号に掲げる事由に該当すると認められる場合において給付金の交付決定の取消しをしたときは、給付金被交付者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第13条 補助事業者は、前条の規定により給付金の交付決定の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する給付金を交付しているときは、給付金被交付者に期限を付して当該給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。給付金被交付者は、前項の給付金の返還の命令を受けた場合は、返還期限までに給付金の返還を行わなければならない。

2 補助事業者は、給付金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を給付金被給付者通知しなければならない。

(1) 返還の理由

(2) 返還すべき給付金の額

(3) 加算金の額

(4) 納期日

(5) 延滞金に関する事項

(加算金及び延滞金)

第14条 給付金被交付者は、前条第1項の給付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る給付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該給付金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を補助事業者に納付しなければならない。

2 給付金被交付者は、給付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合

で計算した延滞金を補助事業者に納付しなければならない。

(消費税額等の確定に伴う給付金の返還)

第15条 給付金被交付者は、給付金の交付を受けた後に、消費税の申告により給付金に係る消費税額及び地方消費税額が確定した場合、また遅取料金が確定した場合には、消費税額等確定報告書(様式第6)により速やかに補助事業者に報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告があった場合には、給付金被交付者に期限を付して当該消費税額及び地方消費税額又は遅取料金の全部または一部の返還を命ずることができる。

3 補助事業者は、消費税額等の確定に伴う給付金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を給付金被交付者に通知しなければならない。

(1) 返還すべき給付金の額

(2) 納期日

(3) 延滞金に関する事項

4 前条第2項の規定は、本条第2項の返還の場合に準用する。

(給付金の経理)

第16条 給付金被交付者は、給付金の経理について、給付金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を給付金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(補助事業者による調査等)

第17条 補助事業者は、給付金交付業務の適正な運営を図るために、必要な範囲において、給付金被給付者に対して所要の調査等を行うことができる。

(その他)

第18条 この業務手引書に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この業務手引書は、平成15年3月17日に施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則

この業務手引書は、平成30年5月14日に施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この業務手引書は、平成30年9月28日に施行し、平成30年度下期の補助金から適用する。